

議事録

審議会等名称 令和3年度第1回神奈川県政府調達苦情検討及び入札・契約監視委員会
開催日時 令和3年8月5日(木) 14:00~16:00
開催場所 Web会議システムによる開催(事務局:県庁新庁舎12階県土整備局大会議室)
出席者 ◎荒木 一郎 横浜国立大学大学院国際社会学府・研究院教授
(委員長◎) 石田 晴美 文教大学経営学部教授
(委員長職務 ○大原 一興 横浜国立大学大学院都市イノベーション学府・研究院(建築)教授
代理者○) 勝地 弘 横浜国立大学大学院都市イノベーション学府・研究院(都市基盤)教授
村瀬 景子 弁護士

議事

- 1 令和2年度神奈川県政府調達の実績について(報告)
- 2 抽出事案の審議
- 3 入札・契約手続きの運用状況等について(報告)
- 4 その他(報告)

審議経過

2 抽出事案の審議

荒木委員長

抽出当番委員より結果の報告をお願いします。

大原委員

1 件目は、一般委託の条件付き一般競争入札で福祉子どもみらい局発注の案件。落札率が高く、応札業者が1者である。業務内容としてはめずらしくないと思われるので1者であることに疑問を持った。業務内容とあわせて入札参加資格要件等、入札の状況を伺いたい。

2 件目は、一般委託のプロポーザル方式による随意契約で教育局発注の案件。選定に至るまでの経緯、業務内容と合わせて、プロポーザル方式の実施状況や評価基準等について伺いたい。

3 件目は、工事の条件付き一般競争入札で県土整備局発注の案件。失格が15者ということ、契約金額が大きいことから、工事内容や入札の状況等を伺いたい。

4 件目は、工事系委託の条件付き一般競争入札で県土整備局発注の案件。応札が1者であり、参加資格要件等、業務内容と併せて伺いたい。

(1) 令和2年度子ども自立生活支援センター給食調理業務委託

【資料により福祉子どもみらい局から説明】

<質疑>

大原委員

1者しか応募がなかったということだが、想定される事業者としてはどれくらい考えていたのか。

福祉子どもみらい局

複数者想定していた。

大原委員

数者想定されていたと。

福祉こどもみらい局

ひとつ前の入札では2者の申請があった。このため、今回は1者だったが、複数あるものと考えていた。

石田委員

落札率は100%でよろしいか。

福祉こどもみらい局

100%ではないが、予定価格151,886,578円で契約金額が150,480,000円なので90数%の落札率になる。

石田委員

予定価格はどのように決めたのか。

福祉こどもみらい局

委託する業務の月間で必要な作業量をもとに必要な人工を積算し、人工から経費を算出し、人を雇うにあたって必要な管理経費等を見込み、委託月数を乗じて積算している。

石田委員

人工その他経費の積算で出された。業者から見積もりを取ってヒアリングをして出した価格ではないという理解でよいか。

福祉こどもみらい局

そうである。

石田委員

今回3年契約であるが、この案件の前も同じ業者なのか。ずっと同じ業者が落札しているのか。

福祉こどもみらい局

まだ1回目であるが、エム・ティー・フードという会社が落札している。

石田委員

主な資格要件に「過去10年間に～」とあるが、この要件は競争性を阻害するほど制限として厳しすぎるのではないか。小学校の給食でもアレルギー対応食を作っていると思うが、過去10年間に小児科又は産婦人科病床を有する病院食じゃないといけないというのは厳しいような気がするが、いかがか。

福祉こどもみらい局

通常であれば委員のおっしゃる通りであるが、当施設の場合、お預かりしている児童が精神治療を要する方、障害のある方という側面から、非常に様々な症状により食事対応を必要としたり、急にそのような児童をお預かりするという事態が多々あるため、このような要件にしている。

石田委員

10年ではなくて3年とか5年に縮めるということはできないのか。競争性の確保という観点から。

福祉こどもみらい局

過去 10 年間ずっとというわけではなく、過去 10 年の間にこのような経験があればということである。広げるという意味であれば、この 10 年を 15 年にする等期間を長く取れば合致する業者が増える可能性はあると思う。

荒木委員長

この 10 年間という趣旨は、10 年間継続してという意味ではなくて、10 年の間に 1 回でも実績があればよいという趣旨でよいか。そうすると石田委員が言われるように 3 年とかに限るとむしろ参入機会が減ってしまうことになる。過去 10 年遡ってというのは、新規で急に入ってきたところというより、ある程度実績のあるところを探すという観点からも 10 年という一区切りで見てみたというそういう理解でよいか。

福祉

おっしゃるとおりである。

石田委員

承知した。

荒木委員長

他に質問等なければ、次の案件に移りたいと思う。

(2) 令和 2 年度地域人材による生徒支援業務

【資料により教育局から説明】

<質疑>

大原委員

応募してきたのが 1 者というところも気になる場所である。このような活動をしている団体はありそうな気がするが、想定される業者はいくつか考えていたのか。

教育局

他にも NPO 法人はあるので、複数応募されるものと考えていた。ただ、小中学校の支援をされている NPO 法人は多くあると聞いているが、高校に特化した形の支援というのはそれほどたくさんあるわけではないという事情はある。

大原委員

プロポーザルの審査もそこそこ高い点数で、1 者ではあるが合格点以上の優良点といえる点数だと思うので、そういう面では適切に選べたのかと思う。

石田委員

プロポーザルで 1 者というところと一般的に危惧するところはもともとこの NPO 法人と事務局が申し合わせてやっていないかということであるが、これまでの説明によるとそのようなことはないという理解でよいか。

また、この案件は今回が初めてなのか、以前もやっていたのか。

教育局

この業者が県央地区でこれと似たような支援を行っているため、そこでのノウハウがあろう

ということはこちらでも承知しており、お世話になっている学校があるが、この案件に関してこの業者ありきというわけではない。

こうした試みは今回が初めてである。いわゆるパイロット校といった形でのスタートとなる。

石田委員

今後もこの業務は続けていかれるのか。今現在ですでに同じような業務があるのか。

教育局

この令和2年度の案件が発足したばかりである。今後、外国につながる生徒が日本社会でやっていけるようにというのが主旨であるため、支援が必要とされる限り続けていきたいと考えている。

石田委員

この案件は令和3年3月31日までの契約だが、4月1日以降もまた新しいものを行っているのか。

教育局

はい。継続している。

石田委員

同じ業者か。

教育局

はい。

石田委員

今回は初めてのためプロポーザルで他の地域でNPO法人多文化共生教育ネットワークかながわがやるということになったが、今後ずっと同じ業者が契約し続けるということも考えられるので、競争性の確保という観点から、今後もう少し広いところにお声がけいただいて、1者以外にもプロポーザルで手が上がるようにご検討いただければと思う。

荒木委員長

他に質問等なければ、次の案件に移ります。

(3) 令和2年度 厚木児童相談所新築工事

【資料により県土整備局から説明】

<質疑>

大原委員

入札調書を見ると、失格者が多いが理由は。

県土整備局

本県ではホームページ等に設計の単価等を公表しているため、事業者の誰でも設計金額を計算できることが神奈川県的方式となっている。予定価格は事故防止等の観点から設計金額に一定程度の調整を行う場合がある。

入札に参加する事業者が、予定価格の設定に際してどれくらいの調整されるのかを想定する

ことが、入札のしのぎあいとなっている。

今回については、予定価格について事業者が、調整額を多く想定してしまったと推測される。

荒木委員長

最低制限価格未満で失格となっているが、入札調書を見るとあまり金額にばらつきがない。業者間で調整があった可能性があるのでは。

県土整備局

そうしたことはないものと考えている。

大きな工事の入札では、事業者も予定価格の調整額について勉強されていて、今回、調整額の読みを外してしまったのではないかと推測される。

大原委員

結果的には、失格ではないギリギリのところ、入札としては成功したと好意的に見ればとれる。

しかしながら、なぜ特殊な工事でないのに予定価格を読み間違えたのが疑問として残るが、結果的には大きな問題ではなかったと思う。

石田委員

設計額と予定価格は違うのか。

県土整備局

設計額は、一番初めに積算によって算出される金額である。

予定価格は設計金額と同額か、若干の端数調整をした額となる。

予定価格に最低制限価格率をかけたものが最低制限価格となる。

石田委員

大きい工事で、設計額がある程度正確に計算できる状態の中で、設計額を調整することについて、制度上、仕方がないこととは思うが、いつも疑問を感じている。

勝地委員

今回の工事の最低制限価格率は94%と高く感じるが一般的にどうなのか。

県土整備局

最低制限価格率は算定式で求めるものであり、工事の内容によって変わる。今回の94%については公表している算定式に基づき計算しているため、妥当と思われる。

勝地委員

材料費の基準も公表されているのか。

県土整備局

公表されている。

荒木委員長

他に質問等なければ、次の案件に移ります。

(4) 令和2年度 路面下空洞調査業務委託

【資料により県土整備局 道路管理課から説明】

<質疑>

大原委員

辞退が2社、応札者が一者だが、辞退の理由はどのようなものが考えられるか。

県土整備局

事業者が辞退した理由については、辞退届に記載されないため把握していない。

大原委員

辞退の理由についてなにか想像はできないか。

県土整備局

今回の委託は、民間の会社が開発した最新の空洞探査機器や解析技術を活用して実施するため、この業務を行える事業者は少ない状況ではある。

また、分析のノウハウや機械性能に差があり、平成25年度から総合評価方式で発注をしている。

荒木委員長

他に質問がないようなので、抽出事案の審議は以上とさせていただきます。